

## 移住推進空き家活用事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、県内の移住推進市町村（地域）への定住を促進することにより地域の振興を図るため、県外からの移住者の居住用に空き家を活用しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知別添）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村（地域）」とは、次の要件を全て満たすものとして知事が指定する市町村又は一部地域を有する市町村とする。
  - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条、第3条、第41条及び第42条の過疎地域に該当する市町村の区域であること。（ただし、同法第42条の過疎地域については、同法第3条第1項に定める特定期間合併関係市町村の区域における旧田辺市（秋津川地域及び長野地域を除く。）及び旧吉備町を除く。）
  - イ 市町村職員等によるワンストップ移住相談員を配置していること。
  - ウ 受入協議会（地域住民を中心に構成され、移住支援を活動内容の一つとしている団体をいう。）を設置していること。
- (2) 「わかやま住まいポータルサイト」とは、わかやま住まいポータルサイト利用規約（令和4年6月1日施行）に基づき提供される住まい探しサービスをいう。
- (3) 「移住推進空き家」とは、「わかやま住まいポータルサイト」に登録されたもので、移住推進市町村（地域）に所在し、所有者等が売却又は賃貸を行う権利を有する、居住されていない状態（予定を含む。）の住宅をいう。
- (4) 「移住」とは、10年以上定住する意思をもって、生活の拠点を県外から県内の市町村に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続を行い、住民票が当該市町村に置かれている状態にあることをいう。
- (5) 「移住者」とは、以下のいずれかの要件に該当する者をいう。
  - ア 移住前に第6に規定する交付申請書等の提出をする者にあっては、第10に規定する実績報告書等の提出時に移住推進空き家に住民票を移す予定の者
  - イ 移住後にあっては、第6に規定する交付申請書等の提出時に移住推進空き家に住民票を移してから3か月以内の者
  - ウ 移住後1年以内の者で、実績報告時に移住推進空き家に住民票を移している者
- (6) 「所有者等」とは、移住推進空き家に係る所有権その他権利により、当該移住推進空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。（ただし、不動産業又はこれに類する業を営む個人（以下、「個人事業者」という。）を除く。）
- (7) 「既存住宅状況調査」とは、既存住宅状況調査技術者が、建物の基礎、外壁等建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査であって、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号。以下「基準」という。）に沿って行う調査をいう。

### (補助対象者)

第3 補助金交付の対象者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する個人（個人事業者を除く。）

とする。ただし、3親等内の親族にある者、個人事業者及び法人と売買又は賃貸借契約を締結する者は除く。

- (1) 移住推進空き家の所有者等に該当する者と、当該移住推進空き家の売買又は賃貸借契約を締結した移住者
- (2) 移住推進空き家の所有者等に該当する者で、移住者と当該移住推進空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者

(補助対象事業及び補助金の交付額)

第4 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）等は、別表1に定める事業とし、補助金交付の対象経費は、補助事業に要する経費とする。

- 2 補助金の交付の額は、補助事業ごとに補助金交付の対象経費の実支出額に別表1に定める補助率を乗じ得た額と同表に定める限度額のうちいずれか低い方の額（千円未満の端数金額がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 補助事業の実施において、他の類似する補助金等による収入がある場合には、その額を補助事業に要した経費（消費税相当額を含む。）から控除するものとする。

(補助対象外となる移住推進空き家)

第5 移住推進空き家のうち、次の各号に掲げるものは補助対象外とする。

- (1) 共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するもの
- (2) 店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね1／2未満のもの
- (3) その他別で定めるもの

(交付申請書等)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、移住推進空き家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 申請書を提出するに当たり、移住者が申請者かつ賃借契約する場合には、あらかじめ、移住推進空き家の所有者等から補助事業に係る同意を得るものとする。

(補助金の交付決定)

第7 知事は、第6の規定により交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適當と認められるときは補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(交付条件)

第8 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でないものとする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (3) (1)及び(2)のほか、知事がこの補助金の趣旨に照らし、これを交付することが適當でないと認める者

2 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容の変更（補助対象移住推進空き家の変更又は事業内容の著しい変更を伴うものに限る。）をしようとする場合。
  - イ 補助事業を廃止しようとする場合。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示に従うこと。

- (3) 補助金の額の確定のために行う現地調査等又は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要に応じて行う立入検査の実施について、必要な協力をすること。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (7) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を返納させることがあること。
- (8) 補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間、当該補助事業の目的に従って、改修した移住推進空き家に居住し、又は県外から移住する者の居住の用に供すること。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- (9) 補助事業の完了後において移住に関するアンケート及び補助事業の円滑な実施に係る調査等の実施について、必要な協力をすること。

(変更承認)

第9 補助金の交付を受けようとする者は、第8の2(1)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、変更承認申請書（別記第5号様式）に変更後の事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）を添付して知事に提出し、その承認を受けること。ただし、「補助対象経費」（総額）が申請時の範囲内で、20%以内で軽微な経費の減額を行うとき、且つ、「補助金の額」（総額）に変更がない場合、承認を受けなくてもよい。

(実績報告書等)

第10 補助金の交付を受けようとする者は、移住推進空き家活用事業補助金実績報告書（様式第2号）に、別表3に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11 知事は、補助金の交付を受けようとする者から、第10により実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の額の確定の通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第12 補助金の交付を受けようとする者は、第11の規定による通知を受けた後、移住推進空き家活用事業補助金請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助金の交付を受けようとする者から、前項の規定に基づく請求があった場合は、その内容について審査の上、適当と認められるときはその請求を受理する。

(書類の提出)

第13 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、補助事業の対象となる移住推進空き家が所在する市町村を経由し、当該市町村を管轄する振興局長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の移住推進空き家活用事業空き家改修補助金交付要綱及び和歌山県空き家流動化対策事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金の取扱いについて

ては、なお従前の例による。

**別表1 補助事業（第4関係）**

補助事業名	補助事業及び条件	補助率（限度額）
空き家改修事業	<p>移住者が居住するために必要となる移住推進空き家を改修する事業であり、以下の条件を全て満たしていること。</p> <p>ア 申請は1物件あたり1回とする。</p> <p>イ 移住推進空き家の改修は、県内事業者に委託すること。</p> <p>ウ 移住推進空き家の売買又は賃貸借契約の締結は、県内事業者が仲介に入ること。ただし、無償譲渡・無償賃貸の場合を除く。</p> <p>エ 移住推進空き家の売買又は賃貸借契約を締結前に、既存住宅状況調査を事前に受けること。ただし、令和4年3月31日以前に移住推進空き家の売買又は賃貸借契約を締結した場合を除く。</p>	3分の2 (限度額80万円) 千円未満の端数は切り捨てた額とする。
空き家片付け事業	<p>移住者が居住するために必要となる移住推進空き家の片付け（家財整理・撤去・処分活動）であり、以下の条件を全て満たしていること。</p> <p>ア 申請は1物件あたり1回とする。</p> <p>イ 片付けを委託する場合は、県内事業者に委託すること。</p>	10分の10 (限度額8万円) 千円未満の端数は切り捨てた額とする。

**別表2 交付申請書の添付書類の様式等（第6関係）**

補助事業名	書類	様式	提出部数	提出期限
空き家改修事業	事業計画書及び 収支予算書	別記第1号様式	原本1部 写し1部	別に定める。
	居住予定者の住民票の写し 又は居住証明書	別記第2号様式		
	見積書		写し2部	
	平面図 (改修部位を明記したもの)			
	写真 (現況等がわかる写真)			
	売買又は賃貸借契約書の写し			
	登記事項証明書の写し (売買契約の場合)			
	既存住宅状況調査報告書の写し			

空き家改修事業	同意書(移住者が申請者かつ賃借契約する場合に限り提出すること。)	別記第3号様式	原本1部 写し1部	
	誓約書兼同意書	別記第4号様式		
空き家片付け事業	事業計画書及び 収支予算書	別記第1号様式	原本1部 写し1部	別に定める。
	見積書		写し2部	
	写真 (現況等がわかる写真)			
	同意書(移住者が申請者かつ賃借契約する場合に限り提出すること。)	別記第3号様式	原本1部 写し1部	
	誓約書兼同意書	別記第4号様式		

別表3 実績報告書の添付書類の様式等（第10関係）

補助事業名	書類	様式	提出部数	提出期限
空き家改修事業	事業実績報告書	別記第6号様式	原本1部 写し1部	補助金の交付決定があった日の属する年度の2月15日（同日が休日に当たる場合は、同日直後の平日の日）
	居住者の住民票の写し 又は居住確認書	別記第2号様式		
	平面図			
	写真			
	領収書の写し			
空き家片付け事業	事業実績報告書	別記第6号様式	原本1部 写し1部	補助金の交付決定があった日の属する年度の2月15日（同日が休日に当たる場合は、同日直後の平日の日）
	居住者の住民票の写し 又は居住確認書	別記第2号様式		
	写真		写し2部	補助金の交付決定があった日の属する年度の2月15日（同日が休日に当たる場合は、同日直後の平日の日）
	登記事項証明書の写し			
	売買又は賃貸借契約書の写し			
	領収書の写し			